

「局所吸収指針の在り方」について

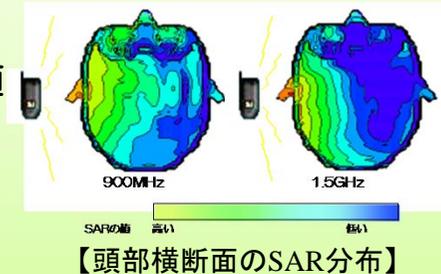
現行制度及び課題

- 携帯電話端末等に関する安全基準は、3GHzまでの周波数を適用範囲としているが、今後、無線LANや第4世代携帯電話等により3GHz以上の周波数帯の利用が進展。
- 「情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会」において、3GHz以上の周波数で身体に近接して使用される無線機器に対する安全基準(局所吸収指針※2)を審議。

人体頭部に吸収されるエネルギー量の許容値の遵守
(携帯電話端末等)

人体頭部で吸収される電力の比吸収率 (SAR) ※1の許容値 (2W/kg) を強制規格として規定 (平成14年6月)。

【無線設備規則第14条の2】



※1: Specific Absorption Rate. 生体が電磁界にさらされることによって単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量。

※2: 電波防護指針のうち、主に身体に極めて近接して使用される無線機器等から発射される電波により、身体の一部が集中的に電磁界にさらされる場合における指針。

答申の概要

- 指針の上限周波数を現行の3GHzから6GHzへ拡張。
(※)基準値2W/kgは変更なし
- 300MHz～3GHzの周波数帯では、身体との距離が10cm以内の無線機器(携帯電話等)に適用することとしていたものを、20cmまで距離を拡張して適用。

